

[令和 7 年 2 月 18 日農林水産常任委員会－02 月 18 日-01 号]

◆竹内圭司 委員 千葉市緑区選出の竹内圭司です。委員の皆様には、この鴨川市で現在再開届が提出されている鴨川市池田地区のメガソーラー事業の変更審査に関する陳情書、これをお手元に持参していただきました。ありがとうございます。今回から、2月議会からタブレットで見なければいけないということなので、お手元に持参していただいて申し訳ございません。委員外議員の皆様はそれをちょっと分かっていなかったと思いますので、これをちょっと回してあげてください。

この陳情書にある事業について、またこの間の動きについて、委員の皆様にお分かりいただくため説明をさせていただきます。

これは、鴨川市池田地先で計画されている鴨川メガソーラーで、約 146 ヘクタール、森林を開発して造られる県内最大規模の太陽光発電施設です。平成 31 年 4 月 25 日に林地開発許可がされて以降、工事施工者の選定を理由に長期にわたって休止しておりましたが、昨年 12 月 25 日に事業者から県に再開届が提出されました。農業用水の影響や、地下水や海への土砂流入による漁業への影響などを懸念し、1月30日に鴨川市漁業協同組合をはじめとする地域の5団体が県議会に陳情をされたものでございます。

また、本県の千葉1区、立憲民主党の田嶋要衆議院議員が、衆議院の経済産

業委員会において2回にわたり、この鴨川メガソーラーの休止している太陽光発電施設にも改正後の基準の遡及適用を検討すべきではないかとの質疑をされているところでございます。また、令和6年3月には鴨川市議会において、市議会から事業者に対して、関係諸法令等のもとより、千葉県の新たな行政指導、千葉県並びに鴨川市との間に締結した既存の全ての協定等の遵守とともに、改めて本事業の安全性の確保、自然環境の保全、維持を強く求めるとの内容の決議が全会一致で採択されております。本日も、鴨川市議会の2名の方と、鴨川市の地域の住民の方が多数傍聴に来られている状況でございます。

森林を伐採し造成した土地に太陽光発電パネルを設置して売電するという、全国的にも大規模なメガソーラーです。だからこそ、地域住民の方や鴨川市は計画に対する安全性の不安、環境変化の懸念があると思います。千葉県でも、陳情書が出されていることを重く受け止め、地域住民が安心できるよう、より厳しく計画の審査を行うべきと考えており、質問に入らせていただきます。

6年前に森林審議会を経て開発許可に至ったが、その経緯はどのようなものでしょうか。

◎説明者（佐藤森林課長） 森林課でございます。

本件については、平成31年3月6日に開催された第131回千葉県森林審議会森林保全部会で審議がなされ、適切な施工管理や周辺住民への理解促進など

の５つの意見を付した上で、妥当な計画であるとの答申を受けました。平成 31 年 4 月 25 日付で、許可するに当たっては、答申に付された意見を許可条件や留意事項として反映しております。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 本件が許可されて以降、令和 3 年 7 月の静岡県熱海市の土砂災害、土石流災害を受けて、通称盛土規制法が制定されているほか、環境影響評価法施行令の改正により、太陽光発電施設が環境アセスの対象となり、再エネ特措法の改正により廃棄費用積立制度や認定失効制度が創設されております。また、千葉県では、令和元年の房総半島台風で住宅の損害や停電等による被害を受けており、想定を超えるような自然災害によるリスクがあることも経験しております。許可後、事業者は現地に未着手のまま休止しており、近年の局所的な豪雨の激化、社会情勢の変化など許可時から状況が大きく変わっており、前の計画のままでは到底実行できないものと思われます。

そこで伺います。住民の不安を解消するため、開発許可については改めて審議会を開いて、許認可について慎重に審議するべきではないでしょうか。

◎説明者（佐藤森林課長） 衆議院経済産業委員会において、林野庁が審査当時の基準に照らして瑕疵なく成立した許可に対して再度審査をすることは、事

業者にとっては予見できない不利益を与えることになるため、原則として行うべきものではないと答弁していることから、改正前の審査基準に基づき許可した開発行為であっても、当時の審査基準に基づいて適切な防災施設が計画されていることから、最初から審査をやり直すことは難しいと考えております。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 今の御答弁だと、森林審議会による審査のやり直しの必要がないとのことですが、現行の審査基準に基づいても、これは問題ないと言えるのでしょうか。

◎説明者（佐藤森林課長） 県では、国の最新の知見に基づき、より安全性を高める観点から、事業者に対して改正後の新しい審査基準に適合する計画に見直すよう行政指導を行っているところです。なお、計画の見直しに伴い、事業者から変更許可申請がなされた場合には、改めて審議会に諮問することとなります。

以上です。

◆竹内圭司 委員 令和４年に森林法施行令が改正されまして、太陽光発電施設の許可対象面積が引き下げられ、また、近年の局所的豪雨災害等を受け、

国の示す許可基準も厳格化されたと聞いております。このような中で、一旦許可を得れば、何年にもわたり開発に着手しないで、事業者の都合のよいタイミングで開発できてしまうのでしょうか。許可時とは社会的に、また環境的にも、また、さらには事業者の経済的にも情勢が変わっているのではないのでしょうか。また、資本や資金計画があるように見せかけて許可を取得した後で、許可の転売を行うような事例が他法令でもたくさんあります。本件のように、許可を取得後も長期間事業着手しない事業にあっては、事業着手時点における許可基準に適合しているのか、資金計画に無理はないのか、会社の適格性に問題がないか確認すべきだと私は思います。

平成 22 年には、県独自に林地開発の条例を制定し、林地開発行為に厳しく対応してきている千葉県においては、資金計画や会社の適格性についてしっかり確認されていると思いますが、再確認の意味で伺います。行政指導により、改正後の審査基準に適合する計画になるよう見直しを求めているとのことですが、どのような内容で指導しているのでしょうか。

◎説明者（佐藤森林課長） 県の林地開発許可審査基準については、本件許可後、国の許可基準の見直しに合わせて令和 3 年、5 年の 2 回改正しており、主要な改正内容としては、開発地に降った雨が事業区域外に流れ出す割合を示す流出係数について、太陽光発電施設に適用する係数を新設し、これまでの草地

0.7 から 0.8 を 1.0 とし、より安全性を高める基準としました。これにより、改正後の流出係数を本県の開発区域全体に適用する場合は、当然調節池に必要とされる容量が増加することとなることから、県としては、事業者に対してこの新しい基準を満たせる調節池を設置するなど、計画見直しを指導しているところです。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 熱海のような大規模な盛土災害を発生させてはならないということから、事業者に対しては現行の審査基準に適合させるよう確実な行政指導、これをお願いいたします。

令和3年には地球温暖化対策推進法が改正され、地方自治体が地域の再エネ導入量の目標を設定し、環境や景観保全の観点、社会的配慮なども考慮して、再エネを促進させる促進区域を設定し、事業者に対し適切な地への誘導を促す仕組みが創設されております。かつて千葉県でゴルフ場開発が盛んだった頃、当時の沼田知事が空から千葉県を見て、こんなに千葉県にはゴルフ場があるんだ、これはある程度規制かけなきゃいかんということで、千葉県におけるゴルフ場開発計画の取扱い方針をつくっております。このように、知事の権限で、法律上の要件でゴルフ場開発の許可が出ても、千葉県の方針をつくり事実上の総量規制をやってきた千葉県です。現在、太陽光発電施設の開発に総量規制と

いう考え方はまだ至っておりませんが、いずれそういうことも考えられるわけ
でございます。

千葉県山々の山々、太陽光パネルばかりになってしまったら、私たちの生活環境
はどうなってしまうのでしょうか。先祖から代々守ってきたこの美しい自然を
破壊してしまうことになり、大切な恵みを後世につなげないことになります。
そのことについて、この事案を通じて、現代の我々が深く考えなければならな
いと感じております。資本主義のエゴで大切な自然環境を破壊していいもので
はありません。一度破壊した自然は、もう二度と戻りません。

地元鴨川市がどのように考えているのかを聞き、反映させることが大変重要
だと思いますので、伺います。関係市町村長の意見を聞くことは法の要件にな
っております。前回も当然聞いていると思いますが、今後も鴨川市に意見照会
をしていくのでしょうか。

◎説明者（佐藤森林課長） 事業者により、改正後の審査基準に適合する計画
に見直しされた後で変更許可申請がなされた際には、森林法第 10 条の 2 第 6
項の規定により、鴨川市に意見照会を行う予定としています。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 鴨川市の意見がしっかり反映されるようお願いいた

します。

太陽光発電事業については、令和元年に林野庁が出した通知において、地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましいとされており、また、様々な事業者が新規参入する中、安全性、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄に対する地域の懸念が高まっているとして、令和6年7月に再エネ法が改正され、地域の懸念解消に向けて説明会の開催を求めることとされております。多くの鴨川市民は、事業者による鴨川メガソーラーの計画内容について知らされていないと聞いておりますので、伺います。

事業者による住民説明会のこれまでの開催状況はどうでしょうか。

◎説明者（佐藤森林課長） 許可時に、審議会からも周辺住民の懸念や不安を真摯に受け止め、住民の理解を得るよう努めることとの意見をいただいているところです。本件については、許可後に長期間休止していたことや、改正後の審査基準に適合した計画に見直す前に事業を再開することから、事業者に対して、改めて地元自治会等に施工計画や計画の見直し検討状況について説明するよう指導しており、事業者は、令和6年11月頃から順次関係自治会等に説明を行っている」と承知しております。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 今、周辺住民っておっしゃったんですけども、周辺住民というのはどこまでの範囲をおっしゃっているんですか。市民全体ではないんですか。

◎説明者（佐藤森林課長） 一般的には、事業区域内の土地の所有者及び事業区域に隣接する地域の住民や自治会等が対象となるものと考えております。

以上です。

◆竹内圭司 委員 今の課長の御答弁を伺っても、それは地元の自治会についての説明状況じゃないんですか。私が伺っているのは、多くの鴨川市民の不安を解消するため必要ですから、地元自治会だけでなく、広く市民に情報を周知する必要があると申し上げているんです。先ほど説明したように、鴨川市議会でも多くの方がこの点について議会の中で取り上げており、大変注目されている内容でございます。課長、そのことをよくよく御存じだと思います。事業者と住民との間で不満や不安がたまったままでは、こういった大型の事業というのはできるものではありません。住民の合意を得てから進めていくことは、私は大事だと思います。

そこで、もう一度伺います。事業者による鴨川市の全市民を対象とした説明会を開くべきだと思います。これについてはもう課長、何度も同じ繰り返し答弁になっているので、できれば前田部長からお答えください。

◎説明者（前田農林水産部長） 先ほど課長の説明にもありましたように、まず、許可時に審議会から、周辺住民の懸念や不安を真摯に受け止め、住民の理解を得るようにといったような意見をいただいております。また、リスクコミュニケーションの観点からも、地域の方々の理解を得ることというのは、これは大切なことだというふうに思っております。ただ、今、事業者においては、県からの働きかけに応じて、現在最新のこの審査基準に合わせるべく計画の見直しを進めているというふうに私は聞いておりますので、まずはその見直しを今後どういうふうにされていくのかというところは注視していきたいと思っております。正式にその事業者から計画変更の申請が提出された段階で、地元の鴨川市や、あるいは事業者とも、住民説明会の開催について相談してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◆竹内圭司 委員 前田部長、ありがとうございます、御答弁。ぜひしっかりと鴨川市、事業者と相談して進めていただきたいと思います。

本件のような大規模開発を進めるメガソーラーに対しては、鴨川市民の皆さんが不安に思っていることを一つ一つ事業者ととことん話し合っていく、それこそ膝詰めです。これが大事だと私は思うんです。事業者、地域住民、そして

鴨川市との円滑な協議なくして事業の継続はあり得ない。開発行為というのは永続的に地元住民との信頼関係を確保すること。このことはもちろん法律には書いていませんし、許可基準ではないんですが、もうこれは当たり前のことです。そのことを強く強く指導していただいて、安全性が確保できるように対応できるよう要望して、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。